

平成27年5月（第6回）教育委員会議事録

1. 開催の日時及び場所

平成27年5月19日（火）17:00～19:35

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

水田 和江 委員長

三原 節子 委員

赤川 宏 委員

田村賢二郎 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、森島教育次長、松田教育次長、佐貫理事、金重総務課長、村上施設課長、野村学校教育課長、吉村社会教育課長、古富特別支援教育推進室長、佐々木学校安心支援室長、奥住学校安心支援室長同格、村上図書館長、石田学校教育課長同格阿座上学校安心室長補佐、西村総務課長補佐、小林総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成27年5月19日の第6回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴はございませんでした。

委員長： 次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています3月13日の第3回及び3月19日の第4回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第3回及び第4回の会議録については承認とさせていただきます。続いて、4月20日の第5回の会議録の報告についてですが、机上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は三原委員をお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員任命について」、「議案第21号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」、「議案第22号 宇部市勤労青少年会館使用料の見直しについて」、「議案第23号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、「議案第24号 見初小学校と神原小学校の統合にかかる事項について」の5件と、その他の事項として、「平成27年度中学校教科書採択について」、「寄附の報告について」の2件となっております。

す。

委員 長： それでは、次第に沿って、始めに、「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員任命について」説明します。資料に今回辞任された委員と新たに団体から推薦された委員を記載しています。これは、学校教育の関係者及び学識経験者の委員が辞任されたことに伴い、宇部市立図書館協議会設置条例第2条の各号の規定に基づき、関係団体から推薦を受けた方を委員として任命したいと考え今回提案するものです。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成28年5月31日までとなります。よろしく御審議をお願いします。

委員 長： この件について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員： この協議会は昨年度何回開催されましたか。

事務局： 昨年度は7月に1回開催しています。その他に必要な場合は、視察等を行うこともありますが、通常は年1回の開催としています。

委員： 年1回の開催では、議論できることが少ないのではないのでしょうか。

事務局： 今年度は、図書館のあり方についてワークショップで検討してきたところであり、サービスの最適化が図れる運営体制の検討及び決定をする必要がありますので、委員長と協議しながら、必要に応じ、複数回の開催になるものと考えています。

委員 長： 子どもの読書活動推進計画も策定されたことですので、充実した協議会となるようお願いします。それでは「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員任命について」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員任命について」原案のとおり承認します。

委員 長： 続いて、「議案第21号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第21号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」説明します。「宇部市教育支援委員会」の所掌事務については、条例第2条の規定により、教育委員会の諮問に応じ、障害児等に係る教育支援に関する事項を調査審議する、となっております。

今回提案する6月1日からの委員につきましては、平成27年度宇部市教育支援委員会委員名簿のとおりです。

任期につきましては、第4条の規定により2年間で、平成27年6月1日から平成29年5月31日までです。

平成27年1月に、就学指導委員会から教育支援委員会へ変更し、就学先のみに限らず、就学後の教育支援の在り方についても調査審議することとしたことにより、より専門的な知識を有する者の意見を聴くことができるよう、委員の変更をしています。教育支援委員会は年4回の予定で、審議内容については、

就学先の審議、これまでの就学先の審議結果の追跡調査、事例検討等を予定しています。5月31日までの委員と、6月1日からの委員の変更点については、裏面資料の「教育支援委員会委員について」のとおりです。

まず、1号委員（学識経験者）につきましては、宇部フロンティア大学からの推薦者を1名加え、3名から4名としました。2号委員（医師）につきましては、5名のところを、宇部市医師会から2名、山口大学医学部付属病院から1名とし、3名としました。3号委員については、関係行政機関として、1名で変わりありませんが、宇部児童相談所からの推薦者としました。4号委員の教育関係者については、8名のところを、小中学校から7名、就学前の児童にかかる関係者として幼稚園、保育園からの推薦者を2名として、9名としました。合計17名で、人数に変わりはなく、女性は9名で、女性が占める割合は、52.95%です。

よろしく御審議くださるようよろしくお願いいたします。

委員長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 眼科及び耳鼻科の医師が抜けていますがどういった理由からですか。

事務局： 眼科及び耳鼻科については、学校での検診を実施しており、医師会からも特に委員として推薦しなくても良いとのことでしたので、今回の委員に入っていません。

委員： この委員会ではどのようなことを審議されるのですか。また、医師に関係する事はどのようなものでしょうか。

事務局： 本委員会は、8月、10月、11月、2月に開催され、児童、生徒の就学について、小児科の医師等の意見を踏まえて、普通学級か特別支援学級かの判断をします。

委員： 歯科については不要なのでしょうか。口腔のケアも、障害児等では必要になると思います。学校検診で十分フォローが出来ていれば良いですが。

事務局： 小中学校には、学校歯科医という形で常日頃から口腔の健康に寄与していただいています。今後教育支援委員会の委員として歯科医に加わっていただくか検討したいと思います。

委員： 幼児教育の関係者が加わったことは良いことだと思います。

委員長： 子どもの発達に応じた対応をするためには、任期が長期のほうが良いと思います。継続して支援していくためには、長期的なスパンでみる必要があります。小学校卒業ぐらいまでの期間は誰かが見続けていることが望ましいと思いますので、検討をお願いします。それでは「議案第21号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」原案のとおり承認してよろしいですか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは「議案第21号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」原案のとおり承認します。

委員長： 次に、「議案第22号 宇部市勤労青少年会館使用料の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第22号 宇部市勤労青少年会館使用料の見直しについて」説明します。本議案は、宇部市勤労青少年会館の各室の使用料の改定を行うものです。教育委員会会議で承認を受けた後、6月市議会に条例改正案を提案します。

内容については、新旧対照表に記載のとおりです。この料金改正につきましては、昨年10月に財政課が示した宇部市公共施設使用料の基準に基づき、それぞれの公共施設の使用料の見直しを行ったものです。この基準によれば、勤労青少年会館は使用料が2倍の算定となりますが、激変緩和措置によりおおむね1.2倍の値上げとなっています。よろしく御審議をお願いします。

委員長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 前回の改定はいつ行ったのでしょうか。

事務局： 前回の大きな改正は、昭和63年に行っています。

委員： 長期間使用料の改正がなかったため、基準どおりであれば、2倍という算定になったのですか。

事務局： 宇部市公共施設使用料の基準では、ランニングコストが反映されるため、その影響が大きいと思います。

委員長： 使用率はどのくらいですか。

事務局： 平成25年度で約26%です。

委員： 少し使用率が低いように思いますが、例年その程度でしょうか。

事務局： 平成24年度も約25%で平日の使用率が低いため、この程度で推移しています。

委員長： 勤労青少年会館は青少年の健全育成のための施設であり、経済的に豊かでない方の利用が多いと思いますので、これ以上の値上げはできるだけ抑えていただきたいと思います。また、耐震化はされているのでしょうか。

使用料を上げるのであれば、施設もそれに見合ったものとして建て替えが必要なのではないでしょうか。

事務局： これまで使用料については安価に抑えてきましたが、今回統一的な基準に合わせるという事で改正に至ったところです。耐震化については、基準以前の建物ですので、適合していないとおもいますが、公共施設マネジメント等の動きを見ながら対応していきたいと思います。

委員長： 市でプラネタリウムを所有しているところは珍しいと思いますので、しっかりと目標を持って流されることなく対応していただきたいと思います。

委員： 使用料の減免はありますか。

事務局： 使用団体における減免規定はあります。

委員： PTAは対象ですか。

事務局： 対象となります。

委員： 青少年の施設というのは、あまりありませんのでぜひ新しいものをお願いします。

委員長： 青少年に必要な場所というものをよく検討して、これからの計画に活かしていただきたいと思います。それでは、「議案第22号 宇部市勤労青少年会館

使用料の見直しについて」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは「議案第22号 宇部市勤労青少年会館使用料の見直しについて」原案のとおり承認します。

委員 長： 次に、「議案第23号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第23号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明します。これは、平成27年4月末をもちまして宇部市公民館運営審議会委員の任期が満了しましたので、平成27年5月1日付で新たな委員を委嘱するものです。8つの公民館について、各公民館から推薦を受け、これに基づき名簿に記載しています。

よろしくご審議のほどお願いします。

委員 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 公民館とはふれあいセンターのことですか。

事務局： 名称としては、市内24校区ふれあいセンターで統一していますが、社会教育法上における公民館として、8箇所を条例で指定しており、同一の建物で二重の位置づけとなっています。

委員 長： 今回の委員の中にコミュニティ・スクールの方が1人もいませんが、いかがでしょうか。おそらく、肩書きが別ですが、重複しておられる方もいらっしゃると思いますが。

事務局： 以前は、学校関係者が入っているのはどうかという意見もありましたが、現在では、コミュニティ・スクールや、協育ネットもありますので、学校関係者にもきていただきたいと考えています。

委員 長： ほかにありませんか。それでは、「議案第23号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは、「議案第23号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」原案のとおり承認します。

続いて、「議案第24号 見初小学校と神原小学校の統合にかかる事項について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第24号 見初小学校と神原小学校の統合にかかる事項について」説明します。この議案は、見初小学校と神原小学校の統合小学校整備方針についてご審議いただくものです。

これまでの教育委員会の考え方では、神原中学校の敷地に施設一体型小中連携校を整備するとしていましたが、統合準備協議会の結論では、神原中学校の敷地で小中一貫教育を実施する学校として整備することとしています。

統合準備協議会でこの結論に至った経緯は、まず第1回の統合準備協議会では「小中連携、施設一体型についてイメージがわからない、資料や図面を示して欲しい」、「保護者とすれば小中連携に期待感がある」、「施設一体型の小中連

携校に固定せず、一貫校を見据えて協議を進めてほしい」などの意見がありました。第2回の協議会では、小中連携教育と小中一貫教育の違いや、国も小中一貫教育を有効と考えているようだが、すべての小学校で実施するとは明言していないことなどを説明しました。委員からは、「国が小中一貫を有効と考えているのであれば、小中一つの校舎を建設し小中一貫を目指すべき」との意見がありました。施設整備については、現在の神原中学校のテニスコートの位置に小学校校舎を建設し、その裏に体育館とする設置案を示しました。

これに対して、「グラウンドについて小中共用となるが、どのように考えるか」という意見があり、これについてはスポーツ少年団等も関係してくるのでいろいろ検討する必要があることを説明しました。第3回の協議会では、小中一貫教育の実態調査の結果や事例等の説明を行ったところ、「宇部市として意気込みを持ってやってほしい」、「教員の負担増については運営の工夫で軽減できる」「視察にいつてみたい」などの意見がありました。以上のような議論を経て、統合準備会としての結論に至りました。地域の意見に沿った形でと考えていますので、よろしく御審議をお願いします。

委員 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： グラウンドの問題は、大変難しいと思います。小学生と中学生の住み分けのバランスは特に留意してほしいと思います。

事務局： 放課後については、中学生の部活が優先になるかとは思いますが、小学生、特に低学年用の運動スペースを別に確保できればと考えています。

委員： 現状で低学年用の運動場を確保できるのですか。

事務局： 空きスペースに遊具等を整備することや、屋上の活用なども考えられます。

委員 長： 小中一貫とするのであれば、教育課程をよく検討するべきだと思います。

資料によれば、既に実践している学校では、4・3・2制にしているところが多いようです。子ども達の発達の違いから、これが有効であるとの意見が出されています。こうした取組みができるのであれば、小中一貫も良いと思いますが、教育委員会として、どのような教育課程を取り入れるのか提示しなければならないと思います。グラウンドの使用法などのハード面や、教員の関わり方といったソフト面それぞれにおいて必要ではないでしょうか。

事務局： 現段階では小中一貫教育のなかで、小中一貫型小・中学校か小中一貫教育学校になるのかは決定していませんので、これからの議論になります。

委員： 小中一貫校では、転校する児童生徒はどのように対応されるのですか。

事務局： 転出入の場合は、いろいろ問題が発生しているようですが、受け入れ側の学校がフォローしていくしかないと考えます

委員： 教員への影響はどのようなものが考えられますか。

事務局： 教員については、求められている教育を行うため、研修をする必要はあると思います。

委員： いろいろな施設が同じ敷地内にあるのが理想だとは思いますが、テニスコートやプールなど、隣にある中央高校を活用することは考えられますか。

事務局： 県に確認はしていませんが、難しいとは思いますが。ただ近隣の様々な施設の活用は検討したいと思います。

委員： 校区外から一貫校に通学したいという場合はどう対応されますか。

事務局： 現状の選択制をどう適用していくのか今後の課題として検討します。

委員長： ほかにありませんか。それでは、「議案第24号 見初小学校と神原小学校の統合にかかる事項について」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： それでは、「議案第24号 見初小学校と神原小学校の統合にかかる事項について」原案のとおり承認します。

次に、その他の事項として、「平成27年度中学校教科書採択について」説明をお願いします。

事務局： 教科書採択は四年に一度行うこととなっており、昨年度は小学校の教科書採択を行い、今年度から使用しています。今年度は、中学校の教科書採択を行います。選定は、宇部市教科書選定委員会を立ち上げ、教科ごとに研究調査員を任命して調査研究を行います。宇部市は山陽小野田市と合同で調査研究を行います。そして、その結果を選定委員会に報告し、教科書を選定します。スケジュールについては、別紙のとおりとなります。

選定の対象となる教科書は、教育委員会にありますので、教育委員の皆さんは、随時閲覧が可能です。

委員長： よろしいでしょうか。

次に、「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： 平成27年4月分寄附について、資料に記載のとおり1件の寄附がありましたので報告します。

委員長： 他に何かありますか。

事務局： 平成26年度卒業生の進路についてご報告いたします。資料に市内中学生の卒業後の進路について記載していますが、進路未定者が昨年より増加しています。平成27年度においては、進路未定者が少しでも減少となるよう各学校に指導をお願いしています。

委員長： 何か質問等ありますか。

委員長： 進路未定者について、支援する機関はありますか。

事務局： 特に支援する機関というのはありませんが、卒業生ということで、学校がフォローすることもあります。

委員長： 学校だけでは進路未定者を減少させるのは難しいので、在校中にいろいろな機関と支援体制を作っておくことが必要ではないかと思います。

事務局： どの学校でも、そのような体制が取れるよう取り組みます。

委員長： 学校安心支援室では何か取組がありますか。

事務局： 進路未定者には、こころと学びの支援員等が訪問して若者サポートセンターにつなげるという取組がありますが、なかなか効果が上がらず、自力でアルバイトなどを見つけて就労という形になっています。

委員長： 宇部市では、様々な安心支援の体制がありますので、出来るだけ早く情報を取り込んで、関わる機関を増やすことが大切だと思います。

教育長： 進路未定者の数は、子どもの数が減ってきている中で考えると大幅な増加と捉えるべきだと思います。子どもの健全育成の面から、学校安心支援室がフォローしていかなければならないと考えています。

委員： 平成26年度だけでこれだけの数があるのであれば、前年、前々年を加えるともっと多くの子どもが進路未定となっているのではないのでしょうか。我々としては、このような状況を放置してはならないと思います。卒業したら終わりではなく、追跡調査を行い、状況を把握すべきではないのでしょうか。

委員長： 在学中からコーディネーター等を活用するとともに、学校だけでなく地域の大人の力も借りながら対応していければと思います。

事務局： 卒業した学校を窓口として、現在も対応しているところですが、制度として支援機関につなげられるよう整理していきたいと考えています。

委員長： 他に何かありますか。

事務局： 宇部市いじめ問題調査委員会要綱（案）について説明します。

これは、宇部市いじめ問題調査委員会条例をご提案した際に、学識経験者を例示したほうが良いとの意見がありましたので、要綱を策定し、例示するものです。なお、会議の公開についても規定を入れています。

続いて、いじめ・不登校について、直近の数値が知りたいとのことでしたので、暫定値ではありますが資料を配布していますのでご確認ください。

委員長： 何か御質問はありますか。

委員長： 学年が上がるにつれて、不登校が増えているのは気になります。スクールソーシャルワーカーを増員する予定はありますか。

事務局： 人数は変わりませんが、活動時間を増やす予定にしています。

委員長： スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを併用することでメリットはありますか。

事務局： それぞれ専門性があるって、スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問等により家庭環境を調整します。ただ、大変難しい問題があることも多いので、効果はなかなか目に見えてこないところがあります。

委員長： 不登校の原因に親子関係が増えてきていますので、ぜひスクールソーシャルワーカーの活用と増員をお願いします。

委員： いじめの問題で解消率100%を目標とされていることは素晴らしいと思いますが、未然防止についても力を入れていただきたいと思います。

委員： いじめ問題の解消率は、大変高い数字で喜ばしいことですが、解消したといってもいじめを受けた子どもの心には傷が残っていると思いますので、アフターケアをしっかり行う必要があります。

委員： 調査をして数を把握することは大切ですが、調査で未然防止が出来るものではありません。いじめというのは、人の目の届くところでは行われたいもので、万引きと同じです。いかに人が見ていないところでも、そういったことを行わ

ない子どもをどのように育てるか。規範意識を醸成するために、マイナス評価をすることなく、できたことを評価する指導が大事であると考えます。

委員 長： その他よろしいでしょうか。

委員 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。